

議案第47号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
魚介類等行商許可申請	1件につき 2,770円
魚介類等行商許可の記章の再交付	1件につき 730円

を

」

「

温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
--------------------------	--------------

に、

」

「

飲食店営業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
喫茶店営業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,600円

	(更新の場合は4,800円)
冰雪販売業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
集乳業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
乳酸菌飲料製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
乳類販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
あん類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
めん類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,000円

を

	(更新の場合は10,500円)
冰雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
みそ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
醤油製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
ソース類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
魚肉練り製品製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
マーガリン又はショートニング製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)

飲食店営業許可申請	1件につき 16,000円
-----------	---------------

	(更新の場合は12,800円)
調理の機能を有する自動販売機による調理販売営業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1件につき 21,000円

	(更新の場合は16,800円)	に
氷雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
液卵製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)	
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)	
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
麺類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
複合型そうざい製造業許可申請	1件につき 30,000円 (更新の場合は24,000円)	
冷凍食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
複合型冷凍食品製造業許可申請	1件につき 30,000円 (更新の場合は24,000円)	
漬物製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
密封包装食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
食品の小分け業許可申請	1件につき 14,000円	

	(更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

改める。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7(第2条関係)

建築関係手数料

区分	手数料の額 (1件につき)
建築物に関する確認申請又は計画通知(長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。以下同じ。)	10,000円
床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	28,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	38,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	68,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	96,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	360,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	18,000円
建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	18,000円
確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,000円

	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000円
	工作物を築造する場合	17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	244,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方	52,000円

	メートル以下であるもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する	建築設備を設置する場合	26,000円
完了検査申請又は完了通知	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000円

公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000円	
道路内における建築認定申請	27,000円	
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000円	
壁面線外における建築許可申請	160,000円	
用途地域等における 特例許可申請	用途地域等における特例許可を受けた建築物の増 築、改築又は移転に係る場合	120,000円
	住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が 講じられている建築物の建築に係る場合	140,000円
	その他の場合	180,000円
特殊建築物等敷地許可申請	160,000円	
建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000円	
建築物の建蔽率の特例許可申請	33,000円	
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000円	
建築物の敷地面積の許可申請	160,000円	
建築物の高さの特例認定申請	27,000円	
建築物の高さの許可申請	160,000円	
日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000円	
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る 認定申請	27,000円	
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円	
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位 置の特例許可申請	160,000円	
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000円	
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許 可申請	160,000円	
都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又 は壁面の位置の特例許可申請	160,000円	
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請	160,000円	
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請	160,000円	
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造に関する	160,000円	

制限の適用除外に係る許可申請		
景観地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の容積率、建蔽率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
特定建築物地区整備計画において建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特定認定申請		27,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請		27,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請		160,000円
仮設建築物建築許可申請		120,000円
特別の必要がある仮設建築物建築許可申請		160,000円
一団地内に建築される建築物の特例認定申請	建築物の数が1又は2である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空地を有する団地内に建築される建築物の特例許可申請	建築物の数が1又は2である場合	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する総合的設計による建築物の特例許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を

				乗じて得た額を 加算した額
一敷地内許可建築物 以外の建築物の建築 許可申請	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1で ある場合			220,000円
	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以 上である場合			220,000円に1を 超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
一団地内又は一団の土地の区域内の建築物の認定又は許可の取消申請				6,400円に現に存 する建築物の数 に12,000円を乗 じて得た額を加 算した額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、 外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請				27,000円
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定 申請				27,000円
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関す る認定申請				27,000円
興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請				120,000円
特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請				160,000円
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの 容積率の特例許可申請				160,000円
長期優良住宅	住宅を新築する場合 登録住宅性能評価 機関が交付した長 期優良住宅の普及 の促進に関する法 律（平成20年法律 第87号）第6条第	一戸建ての住宅		15,000円
		一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数 が5までであ るもの	5,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数 が6から10ま	4,000円に総戸数 を乗じて得た額

建築等計画認定申請	1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(以下「長期使用構造等適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	1棟の総戸数2,000円に総戸数が11から50までであるもの	を乗じて得た額
	長期使用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。)を添付した場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数12,000円に総戸数が5までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数10,000円に総戸数が6から10までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数7,000円に総戸数が11から25までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数6,000円に総戸数が26から50までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数5,000円に総戸数が51から100までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数4,000円に総戸数が101から200までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数3,000円に総戸数が201以上であるもの	を乗じて得た額

			あるもの	
	長期使用構造等適	一戸建ての住宅		52,000円
	合証及び住宅性能	一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数24,000円に総戸	
	評価書を添付しな	宅	が5までであ	数を乗じて得た
	い場合		るもの	額
			1棟の総戸数19,000円に総戸	
			が6から10ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数15,000円に総戸	
			が11から25ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数13,000円に総戸	
			が26から50ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数11,000円に総戸	
			が51から100	数を乗じて得た
			までであるも	額
			の	
			1棟の総戸数10,000円に総戸	
			が101から300	数を乗じて得た
			までであるも	額
			の	
			1棟の総戸数9,000円に総戸数	
			が301以上で	を乗じて得た額
			あるもの	
住宅を増	長期使用構造等適	一戸建ての住宅		22,000円
築し、又	合証を添付した場	一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数7,000円に総戸数	
は改築す	合	宅	が5までであ	を乗じて得た額
る場合			るもの	
			1棟の総戸数6,000円に総戸数	

		が6から10までを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数4,000円に総戸数 が11から25までを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数3,000円に総戸数 が26から50までを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数2,000円に総戸数 が51から200までを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数1,000円に総戸数 が201以上でを乗じて得た額 あるもの	
長期使用構造等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		76,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数35,000円に総戸 数が5までであるもの	額を乗じて得た額
		1棟の総戸数28,000円に総戸 数が6から10までであるもの	額を乗じて得た額
		1棟の総戸数22,000円に総戸 数が11から25までであるもの	額を乗じて得た額
		1棟の総戸数20,000円に総戸 数が26から50までであるもの	額を乗じて得た額
		1棟の総戸数17,000円に総戸 数が51から100までであるもの	額を乗じて得た額

				までであるも の	額				
				1棟の総戸数16,000円に総戸 が101から200数を乗じて得た までであるも の	額				
				1棟の総戸数15,000円に総戸 が201から300数を乗じて得た までであるも の	額				
				1棟の総戸数14,000円に総戸 が301以上で数を乗じて得た あるもの	額				
長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請	長期優良住宅建築等計画の変更の場合（譲受人の決定のみを事由とする計画の変更を除く。）	住宅を新築する場合	長期使用構造等適合宅証を添付した場合	一戸建ての住宅		7,500円			
				一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数2,500円に総戸 数が5までであ るもの	を乗じて得た額		
				一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数2,000円に総戸 数が6から10ま であるもの	を乗じて得た額		
				一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数1,000円に総戸 数が11から50ま であるもの	を乗じて得た額		
				一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数500円に総戸 数が51以上であ るもの	を乗じて得た額		
				長期使用構造等適合宅証を添		一戸建ての住宅		9,500円	
				長期使用構造等適合宅証を添		一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数6,000円に総戸 数が5までであ るもの	を乗じて得た額
				長期使用構造等適合宅証を添		一戸建ての住宅以外の住		1棟の総戸数6,000円に総戸 数が5までであ るもの	を乗じて得た額

付せず、 かつ、住 宅性能 評価書 を添付 した場 合		1棟の総戸数5,000円に総戸数 が6から10まを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数3,500円に総戸数 が11から25まを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数3,000円に総戸数 が26から50まを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数2,500円に総戸数 が51から100を乗じて得た額 までであるもの	
		1棟の総戸数2,000円に総戸数 が101から200を乗じて得た額 までであるもの	
		1棟の総戸数1,500円に総戸数 が201以上でを乗じて得た額 あるもの	
長期使 用構造 等適合 証及び 住宅性 能評価 書を添 付しな い場合	一戸建ての住宅		26,000円
	一戸建ての住宅以外の住 宅	1棟の総戸数12,000円に総戸 数が5までであ るもの	数を乗じて得た 額
		1棟の総戸数9,500円に総戸数 が6から10まを乗じて得た額 であるもの	
		1棟の総戸数7,500円に総戸数 が11から25まを乗じて得た額 であるもの	

			1棟の総戸数6,500円に総戸数が26から50までを乗じて得た額であるもの
			1棟の総戸数5,500円に総戸数が51から100までを乗じて得た額までであるもの
			1棟の総戸数5,000円に総戸数が101から300までを乗じて得た額までであるもの
			1棟の総戸数4,500円に総戸数が301以上でを乗じて得た額あるもの
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅	17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数6,000円に総戸数が5までであを乗じて得た額るもの
			1棟の総戸数5,000円に総戸数が6から10までを乗じて得た額であるもの
			1棟の総戸数3,000円に総戸数が11から25までを乗じて得た額であるもの
			1棟の総戸数2,000円に総戸数が26から100までを乗じて得た額であるもの
			1棟の総戸数1,000円に総戸数が101以上でを乗じて得た額

			あるもの	
長期使用等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			44,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	20,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	16,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が101から300までであるもの	8,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が301以上であるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額	
	譲受人の決定のみを事由とする計画の変更の場合	一戸建ての住宅		
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数	500円に総戸数を	

				が6以上であるもの	乗じて得た額
地位の承継の承認申請		一戸建ての住宅			2,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅		1棟の総戸数が5までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が6以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額
低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面（以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	138,000円

				申請戸数が 201から300ま でであるもの	175,000円
				申請戸数が 301以上であ るもの	186,000円
			共用部分	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	10,000円
				床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下で あるもの	17,000円
				床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以下 であるもの	28,000円
				床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	86,000円
				床面積の合計 が5,000平方	136,000円

				メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メ	17,000円

			一ト以下で あるもの	
			床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以下 であるもの	28,000円
			床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	86,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え1万平方メ ートル以下で あるもの	136,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平 方メートル以 下であるもの	172,000円
			床面積の合計 が2万5,000 平方メートル を超えるもの	215,000円

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円

				もの	
				申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平 方 メートル以 下であるも の	148,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー ルを 超 え 2,000 平 方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メー ルを 超 え 5,000 平 方	301,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	387,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	462,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸経済産業部 分大臣、国土 及び交通大臣 共用及び環境 部大臣が定 以外める方法 の部による計	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
				床面積の合計が300平	119,000円

			分	算以外の方メートル	
				計算であを 超 え	
				って、特別1,000 平方	
				な調査又メートル以	
				は研究の下であるも	
結果に基の					
				づくもの床面積の合	156,000円
				による場計が1,000	
			合	平方メート	
				ルを 超 え	
				2,000 平方	
				メートル以	
				下であるも	
				の	
				床面積の合	254,000円
				計が2,000	
				平方メート	
				ルを 超 え	
				5,000 平方	
				メートル以	
				下であるも	
				の	
				床面積の合	331,000円
				計が5,000	
				平方メート	
				ルを 超 え1	
				万平方メー	
				トル以下で	
				あるもの	
				床面積の合	398,000円

					計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	395,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	938,000円

			超えるもの		
		その他の建築物	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であって、特別な調査又は研究の結果に基づくもの	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超えて、1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下であるもの	254,000円

				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	306,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	822,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅			3,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
				申請戸数が51から100	52,000円

				までである もの	
				申請戸数が 101から200 までである もの	83,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	105,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	112,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	10,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー ルを 超 え	17,000円

				2,000 平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下であるもの	51,000円
				床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が 2 万 5,000 平方	129,000円

				メートルを 超えるもの	
			住戸部分及び共 用部分以外の部 分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	10,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも	51,000円

				の	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
			その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超える	10,000円

				1,000 平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下であるもの	51,000円
				床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が 1 万平方メートル	103,000円

			を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
			床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	129,000円
低炭素建築物新築 等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が 1のもの	19,000円
	住宅以外の 住宅		申請戸数が 2から5ま でであるも の	38,000円
			申請戸数が 6から10ま でであるも の	54,000円
			申請戸数が 11から25ま でであるも の	77,000円
			申請戸数が 26から50ま でであるも の	111,000円
			申請戸数が	161,000円

			51から100 までである もの	
			申請戸数が 101から200 までである もの	221,000円
			申請戸数が 201から300 までである もの	289,000円
			申請戸数が 301以上で あるもの	338,000円
		共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	59,000円
			床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000平方 メートル以 下であるも の	75,000円
			床面積の合 計が1,000 平方メート	99,000円

					ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	159,000円
					床面積の合 計が5,000 平方メー ルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	207,000円
					床面積の合 計が1万平 方メー ルを超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	248,000円
					床面積の合 計が2万	291,000円

		5,000平方メートルを超えるもの	
住戸	経済産業大臣、国土及び交通大臣共用及び環境大臣が定める方法による計算以外の結果に基づくもの	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
部分	算以外の結果に基づくもの	床面積の合計が300平方メートルを超えて、特別1,000平方メートル以下であるもの	61,000円
合	算以外の結果に基づくもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	81,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以	135,000円

					下であるもの	
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	179,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
					床面積の合計が300平方メートル	155,000円

					を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が 1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	200,000円
					床面積の合 計が 2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	291,000円
					床面積の合 計が 5,000 平方メート ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	361,000円
					床面積の合 計が 1 万平	428,000円

		方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
		床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	490,000円
その他の建築物	経済産業	床面積の合	47,000円
	大臣、国土 交通大臣 及び環境 大臣が定 める方法	計が300平 方メートル 以下である もの	
	による計 算以外の方 メートル 計算であ るを 超え て、特別 1,000平方 メートル以 下であるも の結果に基 づくもの	床面積の合 計が300平 方メートル を超え ないも の	61,000円
	による場 合	床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超 え、2,000平方 メートル以	81,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	135,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	179,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円

その他の 場合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	123,000円
	床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	155,000円
	床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	200,000円
	床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	291,000円
	床面積の合	361,000円

				計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号の工場等（以下この表において「工場等」という。）（建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	20,000円 28,000円

		<p>一消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物(以下「他の建築物」という。)を除く。)</p>	<p>する場合は</p>	<p>下であるもの</p>	
			<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの</p>	<p>40,000円</p>	
			<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの</p>	<p>102,000円</p>	
			<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの</p>	<p>154,000円</p>	
				<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方</p>	<p>191,000円</p>

			メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	237,000円
工場等以外の非住宅（他の建築物を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することを審査する場合		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
			床面積の合計	565,000円

				計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
			建築物エネルギー消費性能	床面積の合計が300平方メートル	93,000円

			基準等を以下である 定める省もの	
			令第1条 第1項第1号口 適合することを 審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの 119,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの 156,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの 254,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1 331,000円

		万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
	他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計	28,000円

			計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円

			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定により変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	工場等(他の建築物を除く。)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	11,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	15,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	23,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	59,000円

		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	90,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	113,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	140,000円
工場等以外の非住宅(他の建築物を除く。)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
		床面積の合計	155,000円

			第1項第1号イに適合することを審査する場合	計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	200,000円 291,000円 361,000円
--	--	--	-----------------------	--	----------------------------------

				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	61,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	81,000円

				2,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超える	135,000円
				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超える1万平方メートル以下であるもの	179,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超える2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方	255,000円

		メートルを 超えるもの	
	他の建築物	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	10,000円
		床面積の合 計が1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	17,000円
		床面積の合 計が2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも	51,000円

			の	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	5,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え	7,000円

合するこ とを審査 する場合	1,000平方 メートル以 下であるも の	
	床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	11,000円
	床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	29,000円
	床面積の合 計が5,000 平方メート ルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	45,000円
	床面積の合 計が1万平 方メートル	56,000円

		を越え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
		床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	70,000円
工場等以外の非 住宅	建築物工 ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 1号イに 適合する ことを審 査する場 合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	61,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を越え 1,000平方 メートル以 下であるも の	77,000円
		床面積の合 計が1,000 平方メー トルを越え 2,000平方 メートル以 下であるも の	100,000円

		の	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	145,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	180,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	214,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	245,000円
	建築物工	床面積の合計	23,000円

		エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に適合することを審査する場合	計が300平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	30,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	40,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	67,000円	
			床面積の合計が5,000	89,000円

			平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	108,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	127,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するこ	一戸建ての住宅		5,000円
		一戸建ての住宅部分	申請戸数が1のもの	5,000円
		住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
			申請戸数が	29,000円

とを証する書面
 (以下「建築物エ
 ネルギー消費性能
 向上計画に係る技
 術的審査適合証」
 という。)を添付し
 た場合

	11から25ま でであるも の	
	申請戸数が 26から50ま でであるも の	48,000円
	申請戸数が 51から100 までである もの	87,000円
	申請戸数が 101から200 までである もの	138,000円
	申請戸数が 201から300 までである もの	175,000円
	申請戸数が 301以上で あるもの	186,000円
共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	10,000円
	床面積の合 計が300平 方メートル	17,000円

				を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が 1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	28,000円
				床面積の合 計が 2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	86,000円
				床面積の合 計が 5,000 平方メート ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	136,000円
				床面積の合 計が 1 万平	172,000円

				方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	215,000円
			住戸部分及び共 用部分以外の部 分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	10,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以	28,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円

		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計	136,000円

			計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
	建築物エネルギー	一戸建ての住宅		37,000円
	消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円

	申請戸数が 11から25ま でであるも の	148,000円
	申請戸数が 26から50ま でであるも の	213,000円
	申請戸数が 51から100 までである もの	306,000円
	申請戸数が 101から200 までである もの	415,000円
	申請戸数が 201から300 までである もの	544,000円
	申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
	床面積の合 計が300平	148,000円

				方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が 1,000 平方メー トルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が 2,000 平方メー トルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	301,000円
				床面積の合 計が 5,000 平方メー トルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	387,000円
				床面積の合	462,000円

				計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸建築物工	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			部分エネルギー及び消費性能共用基準等を定める省	以外令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	156,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	467,000円

					超えるもの	
				その他の 場合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	244,000円
					床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	306,000円
					床面積の合 計が1,000 平方メー ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	395,000円
					床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	565,000円

			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合する	エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合する	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	119,000円

			ことを審査する場合	メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	398,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住戸部分	申請戸数が	3,000円

性能向上計画変更認定申請	に係る技術的審査適合証を添付した場合	住宅以外の住宅	1のもの	
			申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	52,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
申請戸数が	112,000円			

			301以上であるもの	
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円

				の	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超える	10,000円

				1,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートル	103,000円

		を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
		床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	129,000円
	その他の建築物	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	10,000円
		床面積の合 計が1,000 平方メー ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも	17,000円

		の	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
	建築物エネルギー	戸建ての住宅	19,000円

消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	289,000円

		申請戸数が 301以上で あるもの	338,000円
	共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	59,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	75,000円
		床面積の合 計が1,000 平方メー ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	99,000円
		床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え 5,000平方 メートル以	159,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	207,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	248,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	291,000円
			住戸建築物工	床面積の合計が300平方メートルを以下であるもの	47,000円
			部分エネルギー及び消費性能共用基準等を定める省		
			以外令第10条第1号イ及び	床面積の合計が300平方メートル	61,000円
			分 (2)及び		

				口(2)にを 超 え 適合する1,000平方 ことを審メートル以 査する場下であるも 合 の	
				床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	81,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	135,000円
				床面積の合 計が5,000 平方メート ルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	179,000円
				床面積の合 計が1万平	216,000円

					方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	255,000円
				その他の 場合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	123,000円
					床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	155,000円
					床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以	200,000円

					下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	361,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円

その他の建築物	建築物工	床面積の合	47,000円
	ネルギー	計が300平	
	消費性能	方メートル	
	基準等を	以下である	
	定める省	もの	
令第10条	床面積の合	61,000円	
第1号イ	計が300平		
(2)及び	方メートル		
ロ(2)に	を 超 え		
適合する	1,000 平方		
ことを審	メートル以		
査する場	下であるも		
合	の		
	床面積の合	81,000円	
	計が1,000		
	平方メート		
	ルを 超 え		
	2,000 平方		
	メートル以		
	下であるも		
	の		
	床面積の合	135,000円	
	計が2,000		
	平方メート		
	ルを 超 え		
	5,000 平方		
	メートル以		
	下であるも		
	の		
	床面積の合	179,000円	

				計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以	155,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	200,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	361,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方	428,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	登録建築物エネルギー消費性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円

				もの	
				申請戸数が 101から200 までである もの	138,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	175,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	186,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	10,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平 方メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー ルを 超 え 2,000平方	28,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを	215,000円

				超えるもの	
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円

				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
		その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	17,000円

			メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	172,000円

			5,000平方メートル以下であるもの		
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円	
建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合		18,000円	
			その他の場合	37,000円	
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	住戸	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを	申請戸数が1のもの	18,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	35,000円
申請戸数が6から10までであるもの				51,000円	
		及び(3)に適合することを	申請戸数が11から25までであるもの	74,000円	

					審査するの	
				場合	申請戸数が 26から50ま でであるも の	112,000円
					申請戸数が 51から100 までである もの	169,000円
					申請戸数が 101から200 までである もの	242,000円
					申請戸数が 201から300 までである もの	312,000円
					申請戸数が 301以上で あるもの	356,000円
				その他の 場合	申請戸数が 1のもの	37,000円
					申請戸数が 2から5ま でであるも の	75,000円
					申請戸数が 6から10ま でであるも の	105,000円

				申請戸数が 11から25ま でであるも の	148,000円
				申請戸数が 26から50ま でであるも の	213,000円
				申請戸数が 51から100 までである もの	306,000円
				申請戸数が 101から200 までである もの	415,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	544,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
				床面積の合 計が300平	148,000円

				方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	301,000円
				床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	387,000円
				床面積の合	462,000円

				計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸建築物工	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			部分エネルギー及び消費性能共用基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
			以外令第1条の部に適合することを審査する場合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	156,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	467,000円

					超えるもの	
				その他の 場合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	244,000円
					床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	306,000円
					床面積の合 計が1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	395,000円
					床面積の合 計が2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	565,000円

		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号口に適合することを審査する	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	119,000円

				場合	メートル以下であるもの	
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	398,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であるとき。		130,000円

	26号) 第28条の4	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上	190,000円
	第3項第5号イ若	0.6ヘクタール未満であるとき。	
	しくは第63条第3	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1	260,000円
	項第5号イ又は第	ヘクタール未満であるとき。	
	31条の2第2項第	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3	390,000円
	14号ハ若しくは第	ヘクタール未満であるとき。	
宅地の造成に係るもの	62条の3第4項第	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6	510,000円
	14号ハに規定する	ヘクタール未満であるとき。	
		造成宅地の面積が6ヘクタール以上10	660,000円
		ヘクタール未満であるとき。	
		造成宅地の面積が10ヘクタール以上で	870,000円
		あるとき。	
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るもの		86,000円
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第	新築住宅の床面積の合計が100平方メー	6,200円
	6号若しくは第63	トル以下であるとき。	
	条第3項第6号又	新築住宅の床面積の合計が100平方メー	8,600円
	は第31条の2第2	トルを超え500平方メートル以下である	
	項第15号ニ若しく	とき。	
	は第62条の3第4	新築住宅の床面積の合計が500平方メー	13,000円
項第15号ニに規定	トルを超え2,000平方メートル以下であ		
する住宅の新築に	るとき。		
係るもの	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メ	35,000円	
	ートルを超え1万平方メートル以下で		
	あるとき。		
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メ	43,000円	
	ートルを超え5万平方メートル以下で		
	あるとき。		
	新築住宅の床面積の合計が5万平方メ	58,000円	
	ートルを超えるとき。		

租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。	6,200円
第2項第15号二若しくは第62条の3第4項第15号二	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。	8,600円
規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるとき。	13,000円
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。	35,000円
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるとき。	43,000円
特定の民間再開発事業認定申請		31,000円
特定民間再開発事業認定申請		32,000円
地区外転出事情認定申請		24,000円

別表第7備考5及び6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。